



沿革

昭和59年 5月15日	「株券等の保管及び振替に関する法律」公布 (同年11月14日施行)
12月 6日	法務大臣、大蔵大臣より設立許可、財団法人 証券保管振替機構(財団)発足
昭和60年 5月27日	法務大臣、大蔵大臣より保管振替機関としての 指定
平成 3年10月 9日	保管振替事業の開始(当初東証上場50銘柄を対象)
4年10月 9日	保管振替事業の全面実施
12年 5月 8日	新保振システム稼働
13年 6月27日	「株券等の保管及び振替に関する法律の一部 を改正する法律」公布(同14年4月1日全面施行)
9月10日	決済照合システムの稼働
11月 2日	「証券保管振替機関の株式会社化の具体的枠 組みについて」の公表(日証協主宰「証券受渡・決 済制度改革懇談会」)
11月26日	新株予約権付社債券(CB)の取扱い開始
14年 1月 4日	株式会社 証券保管振替機構設立
6月17日	財団から保管振替事業の全部譲受(財団は解散)
15年 1月10日	「社債等の振替に関する法律」に基づく振替 機関として指定
3月27日	株券喪失登録情報等照会システム(SITRAS) 稼働
3月31日	短期社債振替制度の実施
6月 6日	株式会社ほふりクリアリング設立
16年 4月 6日	株式会社ほふりクリアリングが有価証券債務 引受業の免許を取得
5月17日	一般振替DVP決済の取扱い開始
6月 9日	「株式等決済合理化法」公布
17年 2月14日	決済照合システムへの国債レポ・現先の照合 機能の追加
18年 1月10日	一般債振替制度の実施
4月29日	外国株券等保管振替決済業務の実施

株主メモ

事業年度	毎年4月1日～翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 3月31日 剰余金の配当 3月31日
株式事務取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号 株式会社 証券保管振替機構
名義書換手数料	無料
公告方法	電子公告(http://www.jasdec.com)。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による 公告をすることができない場合 には、東京都において発行され る日本経済新聞。
株式の譲渡制限	当社の株式を譲渡する場合には 取締役会の承認が必要です。 ただし、取締役会において定め る場合によっては、代表取締役 の承認によることができます。

●お問合せ先

株式会社証券保管振替機構 総務部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 TEL.03-3661-0161



企業理念

証券保管振替機構（ほふり）は、株式・社債等についての我が国唯一の保管振替機関（「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づく保管振替機関、「社債等の振替に関する法律」に基づく振替機関）であり、また、子会社のほふりクリアリングは一般振替についての「証券取引法」に基づく証券取引清算機関であります。

私達は、その公共的な役割を認識し、資本市場を巡る国内及び国際的な環境・構造変化を踏まえつつ、投資者をはじめ利用者の視点に立ち、高い信頼性、利便性及び効率性を備えた証券決済インフラを構築することにより、証券決済制度改革の担い手として、証券市場の機能向上に寄与し、社会の発展に貢献したいと考えております。

Contents

株主の皆様へ	2
中期事業計画 2006年度～2008年度	3
ほふりOutline	4
第5期決算ハイライト（連結）	7
連結財務諸表	9
単体財務諸表	11
ほふりクリアリング（連結子会社）	13
ほふりNews & Strategy	15
コーポレート・ガバナンス	28
営業関連データ	31
広報活動	36
コーポレートデータ	37

株主の皆様へ

株主の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当社の第5期事業報告書をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

ご高承のとおり、株券等の電子化をはじめとするわが国証券決済改革をめぐる動きに対応し、当社グループは、証券決済インフラの担い手として、証券決済の安全性、効率性及び利便性の向上を推進すべく、様々な課題に取り組んでおります。

具体的には、まず、社債や地方債などの発行・流通・償還を振替口座簿の電子的な記録で行う一般債振替制度を平成18年1月に開始するとともに、株券電子化につきましては、業務委員会の下に株券電子化小委員会を設置し鋭意検討を進め、平成18年3月、株券電子化後の振替制度の基本スキームである制度要綱及び実務対応等を取りまとめました。また、証券取引所に上場されている外国株券等の保管・振替決済を行う外国株券等の保管及び振替決済制度を平成18年4月に開始したほか、株券等保管振替制度につきましても、株式分割に係る新株式の効力発生日を新株券の追加発行日から基準日の翌日にするための対応を行うなど、新たな



振替制度の構築や更なる利便性の向上に積極的に取り組んでまいりました。

第6期となる今期につきましては、投資信託受益権の発行・行使・流通・償還を振替口座簿の電子的な記録で行う投資信託振替制度を平成19年1月に実施することを予定しており、現在、これに向けて所要の準備を進めております。

さらに、株券の電子化に向けては、今後、詳細な業務処理及び移行実務の検討を進めるとともに、システム開発等の所要の対応や参加者・発行会社への啓発活動を進めるなど、新たな制度構築に積極的に取り組んでまいります。

当社は、証券決済インフラの担い手として、証券決済の安全性、効率性及び利便性の向上を推進すべく、わが国の証券決済制度改革の実現に向けた新たな振替制度の構築等に積極的に取り組む所存であります。

株主の皆様におかれましては、引き続き、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成18年6月

株式会社証券保管振替機構

代表取締役社長

竹内克伸

ほふりは、証券決済制度改革の実現に向けて、株券等に係る新たな振替制度を構築するとともに、より安全性、効率性及び利便性の高い証券決済インフラを提供できるよう、保管振替機能の一層の強化に努めます。

電子化の推進

■投資信託振替制度の実施

投資信託振替制度を実施し、その安定的な稼働を図ります。また、円滑な既発投信の移行に向け所要の対応を行ってまいります。

■株券の電子化の実施

株券等の電子化に係る制度要綱を踏まえ、詳細な業務処理及び移行実務の検討を進めるとともに、システム開発等の所要の対応を行い、株式等に係る新たな振替制度を構築してまいります。

■社債等振替制度(電子CP・一般債)の利用促進

電子CP市場の更なる拡大及び一般債振替制度の定着に向け、継続的な周知啓発活動の実施、円滑な既発債の移行への対応、利用者の利便性向上に向けたシステムの機能改善等の所要の対応を行い、一層の制度利用の促進を図ってまいります。

STP化の推進

■決済照合システムの機能拡充

貸株照合機能の提供や株券等の電子化の実施に伴う新規記録照合機能の提供等、決済照合システムの更なる機能拡充を図ってまいります。

STP…Straight Through Processing の略。取引から決済までを電子化し、人手を介さずに行うこと。

株券の預託推進

■株券の預託推進

株券の預託推進を一層図り、株券電子化への円滑な移行を進めるとともに、保管振替制度の充実を図ってまいります。

保振機能の強化等

■システムインフラの強化

システムの中長期計画（株券電子化、システム・リブレース、センタ移転対応等）の策定を踏まえ、安定的な決済業務の運営を確保するために、より安全性、効率性及び利便性の高いシステムインフラの構築を推進してまいります。

■リスク管理体制の強化

情報セキュリティの一層の向上や災害時等における事業継続体制（BCP）の整備に引き続き努めるとともに、システム監査を導入する等、リスク管理体制の強化を図ってまいります。

■海外CSDとの関係強化と対外関係の整備

世界CSD会議のアジア地域での開催や海外セミナー開催等を通じて、海外CSDとのネットワーク作りを推進し一層の関係強化を図り、対外的な関係整備を図ってまいります。

CSD…Central Securities Depositoryの略。有価証券を投資者に代わって集中的に保管するとともに、証券取引に係る現物受渡等を口座簿上の移転により行うなどの業務を行う機関。

第5期〔平成18年3月期(平成17年(2005年)4月1日～平成18年(2006年)3月31日)〕における事業概要

株券等保管振替制度の改善

株券等保管振替制度につきましては、株式分割に係る新株式の効力発生日を、従来の新株券の追加発行日から基準日の翌日にするための対応のほか、証券会社の総額買取型新株予約権付社債を新たに保管振替制度の取扱い対象といたしました。また、自己株消却の新たなスキームを構築し、株式無償割当てに係る手続、吸収合併・吸収分割に係る効力発生日の取扱い、取得条項付株式等の取得に係る事務処理方針の策定等の会社法の制定に向けた対応を図ったほか、外国において行われる公募に係る準備株券の事前預託を実施するなど、株券等保管振替制度に関する様々な制度改善を実施いたしました。

株券の預託推進

株券の預託推進につきましては、株券等保管振替制度への一層の理解を図るべく、テレビコマーシャルの提供や新聞等への広告掲載、参加者及び発行会社を通じたパンフレットやQ&A集の配布等のPR活動を積極的に実施いたしました。さらに、預託状況を把握するため、名義書換代理人（株主名簿

管理人）及び証券会社にご協力いただき、株式所有者の属性別の預託状況及び保護預り株券の保管状況について調査し、その結果を公表いたしました。

外国株券等の取扱いに向けた対応

証券取引所に上場されている外国株券等のほふりにおける取扱いを実現するため、業務委員会の下に外国株券等小委員会を設置し、実務処理方法等について検討を重ね、平成18年1月に、外国株券等の保管及び振替決済制度に関する要綱を取りまとめました。また、平成18年2月には、「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」を制定し、平成18年4月から取扱いを開始いたしました。

短期社債振替制度の利用促進

短期社債振替制度（電子CP）につきましては、平成17年3月末をもって手形CPに係る印紙税の税制優遇措置が終了したことや、本制度の利用に向けた積極的な営業、広報活動を展開したこともあり、制度開始3年目において手形CPからの移行がほぼ完了いたしました。また、平成18年1月の一般

債振替制度の開始にあわせ、DVPの高度化などシステムの機能拡充（フェーズⅡ）を実施いたしました。第5期末において、発行者数が399社（前年度比161社増）、発行残高が18兆6,240億円（同13兆7,607億円増）、1営業日あたりの発行・流通・償還の合計決済金額が3兆6,373億円にのぼり、金融・証券市場における重要な決済インフラの役割を担っております。

一般債振替制度の開始

平成18年1月10日、一般債振替制度が順調にスタートいたしました。本制度は、社債や地方債などを対象に短期社債振替制度と同様、発行、流通、償還を振替口座簿の電子的な記録で行うものです。平成17年8月から利用者との接続テスト、総合運用訓練を実施するとともに、発行者からの同意取得（私募債発行者を含め約1万5千社。）など、制度開始に向けて最終的な準備を進めました。制度開始早々から積極的に振替債での発行が行われており、第5期において発行残高6兆4,066億円（振替債での発行7,055銘柄）に上っております。

また、既発行の現物債、登録債につきましても、税制経過措置がなくなる平成19年末までに振替制度への移行が完了するよう準備を進めております。

決済照合システムの機能拡充

決済照合システムにつきましては、平成18年1月からの一般債振替制度開始に伴い、一般債の振替及び新規記録のための約定照合・決済照合機能を提供するとともに、短期社債の振替のための約定照合・決済照合機能の提供を始めました。また、新たな照合機能として、貸株取引の約定照合機能の提供について検討を進めております。

一般振替DVP制度の定着

一般振替DVP制度の運営は、ほふりの全額出資子会社である株式会社ほふりクリアリングが行っております。

一般振替DVP制度につきましては、制度開始2年目においても、1営業日当たりの平均DVP振替件数が昨

年度の約6万件から約8万件と順調に増加し、DVP参加者には主要な決済手段としてご利用いただいております。

投資信託振替制度の実施に向けた対応

投資信託振替制度につきましては、平成19年1月の制度開始に向け、平成17年8月にシステム接続仕様書を、同年12月に主要手数料を、また、平成18年2月に移行に係る事務処理概要及びその接続仕様書をそれぞれ公表するなど、所要の準備を進めております。さらに、平成18年3月には全国10ヶ所で説明会を開催し、移行事務処理の概要及び平成18年夏以降に実施する接続・総合テスト等の概要について説明したほか、関係者全体が一体となって準備を進めることが極めて重要であることの理解を求めました。

株券電子化への対応

株券電子化につきましては、平成17年4月に、業務委員会の下に株券電

子化小委員会を設置し、株券電子化後の振替制度の基本スキームである制度要綱及び実務対応等についての検討を進め、平成18年3月に、株券等の電子化に係る制度要綱を取りまとめました。また、証券決済制度改革推進センターの「株券不発行制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループ」に参加し、株券電子化の周知・啓発等について関係者と協議を重ねております。

株券等に係る手数料の見直し

株券等の振替手数料につきましては、平成17年4月1日から、振替株数を基準とした料率体系から振替件数を基準とした料率体系に変更し、概ね、株券電子化までの間（平成17～20年度）においては、件数基準による手数料額及び株数基準による手数料額の一定割合を勘案した経過措置を適用しておりますが、その後の収支状況を勘案して、参加者の負担軽減を図るため、平成18年4月1日から、

件数基準に係る1件当りの料率について1割引き下げるなど手数料の引下げを実施することといたしました。

具体的には、件数基準に係る徴収料率（株券）について、1件につき、一般振替（標準料率）では200円を180円に、区分口座間振替では50円を45円に、取引所取引決済振替（標準料率）では100円を90円に、それぞれ引き下げるとともに、一般振替及び取引所取引決済振替に係る一定件数以下に係る軽減料率（標準料率の2分の1）の適用対象件数（1日あたり）について、300件を500件に拡大いたしました。一方、株数基準に係る徴収料率（株券）については、一般振替では基本料率4.5円（1単元の株式の数が1,000株の場合の1,000株あたりをいう。）を3.5円に、区分口座間振替では基本料率2.25円を1.75円に、取引所取引決済振替では2.25円を1.75円に、それぞれ引き下げることにいたしました。

また、大幅な株式分割等が行われた株券に関し、平成16年4月1日から実施した預託、交付、振替及び保管手数料に係る手数料の料率の特例

（軽減措置）については、当該措置後も大幅な株式分割等が活発に行われる情勢にあることから、参加者への影響を踏まえ、平成17年10月1日から、特例対象を更に拡充いたしました。これにより、ほふり名義への書換取次手数料についても、特例の対象を拡充しております。

他方、決済照合システムに係る手数料については、平成18年4月1日から、約定照合手数料及び決済照合手数料の料率を全体的に1割程度引き下げることとし、株式、転換社債型新株予約権付社債、先物・オプション取引、投信設定解約・基準価額情報と国債、一般債、短期社債との料金の格差を是正するため、債券については、更に2割程度引下げを行うことといたしました。また、短期社債振替制度に係る手数料について、新規記録手数料のキャップ金額を、平成18年4月以降の新規発行分から、10万円に変更することといたしました。このほか、一般振替DVP制度に係る手数料について、平成18年4月1日からDVP決済手数料を35円から30円に引き下げることにいたしました

（14%の引下げ）。

海外CSDとの関係強化

アジアを中心とした地域のCSDとの相互協力関係を一層発展・強化するため、平成17年11月9日から11日まで、各国のCSD等をメンバーとする「アジア太平洋CSD会議（ACG）」の第9回年次総会を、日本証券決済株式会社との共催により、東京において開催いたしました。同総会には、15カ国から26機関が参加し、それぞれ自国におけるCSD業務の現状などを報告するとともに、共通する課題などについて参加者間で議論を深めるなど、相互の関係強化に努めました。また、平成19年4月開催予定の「第9回CSD世界大会」（開催地・韓国ソウル市）につきましても、共同主催者の韓国証券預託院（Korea Securities Depository, KSD）、台湾証券集中保管結算所（Taiwan Depository & Clearing Corporation, TDCC）とともに、同大会の円滑な開催に向け、相互の協力体制を強めつつ、その準備を進めております。

第5期〔平成18年3月期(平成17年(2005年)4月1日～平成18年(2006年)3月31日)〕の営業成績

第5期における営業成績は、景気回復傾向を背景に、東京証券取引所における株式売買高の1日平均が20億株を大幅に超える月があるなど、株式の売買が活発に行われ、ほふりグループの保管振替制度等が活発に利用されたこ

とから、営業収益が21,745,176千円と前期比2,741,210千円(14.4%)の増収、営業費用が16,889,247千円と前期比202,590千円(1.2%)の減少、営業利益が4,855,929千円と前期比2,943,800千円(154.0%)の増益、経常利益が4,777,503

千円と前期比2,972,166(164.6%)の増益となり、当期純利益は3,121,382千円と前期比2,071,138千円(197.2%)の増益となりました。

業務別の収益状況

株券等保管振替業務

●口座振替業務

株券の口座振替株数（取引所取引の決済に係る振替及び一般振替の合計）は、活発な株式の売買等に伴い、月間平均877億株で推移するなど、前期に引き続き口座振替が活発に利用されました。この結果、株券、新株予約権付社債券、ETF受益証券などの口座振替業務に係る収益は、16,594,728千円と前期比4,174,714千円(33.6%)の増収となりました。

●保管業務

第5期末の保管残高は、株券が2,819億株、新株予約権付社債券が16,892億円、ETF受益証券が1,627百万口となりましたが、株券等に係る保管手数料について基本料率を平成17年4月1日から引き下げたことにより、株券、新株予約権付社債券、ETF受益証券などの保管業務に係る収益は、5,167,734千円と前期比300,007千円(5.5%)の減収となりました。

短期社債等振替業務

●短期社債

短期社債については、第5期末時点で、発行者数が399社(前期末比161社増)、発行銘柄数が5,848銘柄(同4,534銘柄増)、口座残高が18兆6,240億円(同13兆7,607億円増)、振替件数が190,996件(同179,224件増)となりました。その結果、短期社債に係る収益は、281,770千円と前期比226,110千円(406.2%)の増収となりました。

●一般債

一般債については、第5期末時点で、発行銘柄数が7,055銘柄、口座残高が6兆4,066億円、振替件数が23,851件となりました。その結果、一般債に係る収益は、269,152千円となりました。なお、一般債振替制度は平成18年1月10日より開始しておりますので、前期との比較はしていません。

一般振替DVP業務

一般振替DVPについては、1営業日当たりのDVP振替件数は、平均約8万件と前年同期の約6万件を大幅に上回りました。この結果、一般振替DVP業務に係る収益は、1,513,269千円と前期比474,076千円(45.6%)の増収となりました。

決済照合業務

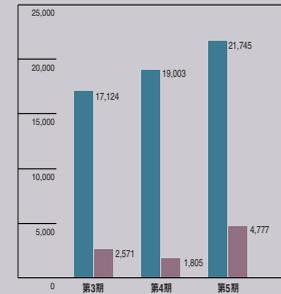
決済照合については、前期に引き続き、株式の売買が活発であったことなどにより、その利用は順調に推移いたしました。この結果、決済照合業務に係る収益は、2,007,197千円と前期比602,131千円(42.9%)の増収となりました。

その他業務

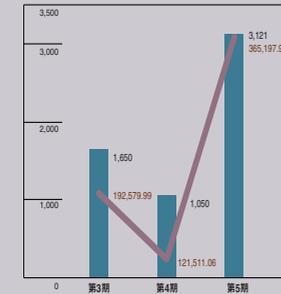
その他業務のうち、株券に係る預託手数料を平成17年10月から無料化したことなどにより、その他業務に係る収益は、2,702,516千円と前期比686,843千円(20.3%)の減収となりました。

連結

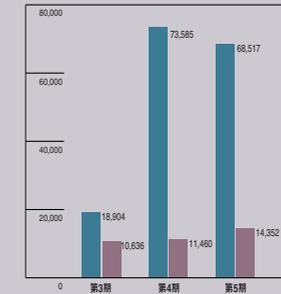
■営業収益
■経常利益
(単位：百万円)



■当期純利益
■1株当たり当期純利益(単位：円)
(単位：百万円)

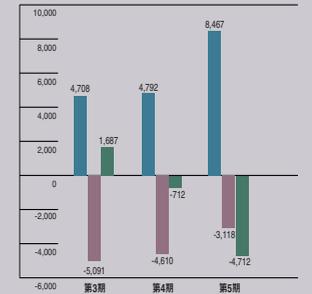


■総資産
■純資産
(単位：百万円)



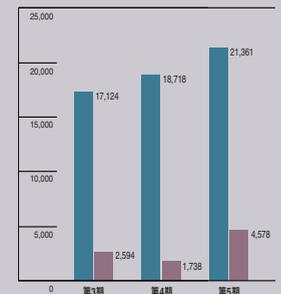
(注) 第4期以降の総資産には、参加者基金特定資産が含まれております。(第4期54,570百万円、第5期49,970百万円)

■営業キャッシュ・フロー
■投資キャッシュ・フロー
■財務キャッシュ・フロー
(単位：百万円)



単体

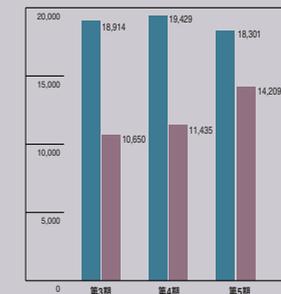
■営業収益
■経常利益
(単位：百万円)



■当期純利益
■1株当たり当期純利益(単位：円)
(単位：百万円)



■総資産
■純資産
(単位：百万円)



連結財務諸表

連結子会社株式会社ほふりクリアリングは平成16年5月から営業を開始しております。

連結貸借対照表 (単位：千円)

	平成18年3月期末	平成17年3月期末
資産の部		
流動資産	55,821,992	60,147,136
現金及び預金	1,839,815	1,203,318
営業未収金	3,625,987	4,056,477
繰延税金資産	202,807	50,470
未収法人税等	—	74,778
参加者基金特定資産	49,970,274	54,570,593
その他	183,106	191,498
固定資産	12,695,390	13,438,687
有形固定資産	1,751,816	2,116,644
建物	633,097	712,863
工具器具備品	1,118,718	1,403,780
無形固定資産	10,302,254	10,625,439
ソフトウェア	9,679,743	9,694,192
ソフトウェア仮勘定	611,745	920,785
その他	10,766	10,462
投資その他の資産	641,320	696,603
長期前払費用	35,456	31,998
長期差入保証金	464,904	509,656
繰延税金資産	140,958	154,948
資産合計	68,517,382	73,585,824

連結損益計算書 (単位：千円)

	平成18年3月期	平成17年3月期
営業収益	21,745,176	19,003,966
営業収益	21,745,176	19,003,966
営業費用	16,889,247	17,091,838
販売費及び一般管理費	16,889,247	17,091,838
営業利益	4,855,929	1,912,128
営業外収益	2,588	1,447
参加者基金信託運用益	508	478
その他	2,080	969
営業外費用	81,014	108,239
支払利息	31,457	65,616
コミットメントフィー	38,095	33,294
参加者基金信託運用報酬	9,609	8,984
その他	1,852	344
経常利益	4,777,503	1,805,336
特別利益	—	77,617
過年度未払消費税戻入益	—	77,617
特別損失	41,993	275,248
固定資産除却損	41,993	247,324
システム運用解約一時金	—	27,923
税金等調整前当期純利益	4,735,509	1,607,705
法人税、住民税及び事業税	1,752,475	602,519
法人税等調整額	△138,348	△45,058
当期純利益	3,121,382	1,050,244

連結キャッシュ・フロー計算書 (単位：千円)

	平成18年3月期	平成17年3月期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,735,509	1,607,705
減価償却費	3,732,944	3,923,948
賞与引当金の増加額	14,355	14,524
退職給付引当金の増加額	27,259	19,386
役員退職慰労引当金の増加額	5,580	12,090
受取利息	△0	△34
支払利息	31,457	65,616
有形固定資産除却損	35,548	55,038
無形固定資産除却損	6,445	192,285
営業債権の増減額	430,490	△253,428
営業債務の増減額	△455,858	435,044
その他の資産の増減額	△15,916	3,308
その他の負債の増加額	136,111	122,028
役員賞与の支払額	△17,400	△13,700
小計	8,666,527	6,183,813
利息及び配当金の受取額	0	34
利息の支払額	△18,151	△64,008
法人税等の支払額	△257,216	△1,327,274
法人税等の還付額	76,412	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,467,571	4,792,565
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△255,017	△1,130,647
無形固定資産の取得による支出	△2,908,309	△3,394,399
差入保証金の差入による支出	△19,399	△85,037
差入保証金の返却による収入	64,151	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,118,574	△4,610,083
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金による収入	—	1,000,000
短期借入金の返済による支出	△4,500,000	△1,500,000
配当金の支払額	△212,500	△212,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,712,500	△712,500
現金及び現金同等物の増減額	636,497	△530,017
現金及び現金同等物の期首残高	1,203,318	1,733,336
現金及び現金同等物の期末残高	1,839,815	1,203,318

単体貸借対照表 (単位：千円)

	平成18年3月期末	平成17年3月期末		平成18年3月期末	平成17年3月期末
資産の部			負債の部		
流動資産	4,990,607	5,377,077	流動負債	3,951,396	7,886,924
現金及び預金	999,362	1,089,777	営業未払金	1,822,412	2,266,086
営業未収入金	3,613,787	3,975,368	短期借入金	—	5,000,000
前払費用	179,739	183,668	未払金	256,552	341,871
繰延税金資産	194,386	44,158	未払費用	15,405	14,631
未収法人税等	—	74,778	未払法人税等	1,482,492	—
その他	3,331	9,324	預り金	12,199	5,627
固定資産	13,310,424	14,052,641	賞与引当金	123,408	107,178
有形固定資産	1,747,097	2,111,105	未払消費税等	233,503	151,187
建物	629,194	708,616	その他	5,421	342
工具器具備品	1,117,903	1,402,488	固定負債	140,348	107,509
無形固定資産	10,302,070	10,625,209	退職給付引当金	79,508	52,249
ソフトウェア	9,679,632	9,694,034	役員退職慰労引当金	60,840	55,260
ソフトウェア仮勘定	611,745	920,785	負債合計	4,091,745	7,994,433
電話加入権	9,147	8,728	資本の部		
電話施設利用権	1,545	1,661	資本金	4,250,000	4,250,000
投資その他の資産	1,261,256	1,316,326	資本剰余金	4,250,000	4,250,000
関係会社株式	620,000	620,000	資本準備金	4,250,000	4,250,000
長期前払費用	35,392	31,721	利益剰余金	5,709,286	2,935,284
繰延税金資産	140,958	154,948	任意積立金	2,485,935	1,485,935
長期差入保証金	464,904	509,656	別途積立金	2,485,935	1,485,935
			当期末処分利益	3,223,351	1,449,349
			資本合計	14,209,286	11,435,284
資産合計	18,301,031	19,429,718	負債及び資本合計	18,301,031	19,429,718

単体損益計算書 (単位：千円)

	平成18年3月期	平成17年3月期
営業収益	21,361,047	18,718,131
営業収益	21,361,047	18,718,131
営業費用	16,748,694	16,915,117
販売費及び一般管理費	16,748,694	16,915,117
営業利益	4,612,353	1,803,013
営業外収益	2,745	2,132
受取利息	0	28
その他	2,745	2,104
営業外費用	36,756	66,263
支払利息	34,904	65,918
その他	1,851	344
経常利益	4,578,342	1,738,883
特別利益	—	77,617
過年度未払消費税戻入益	—	77,617
特別損失	41,993	275,248
固定資産除却損	41,993	247,324
システム運用解約一時金	—	27,923
税引前当期純利益	4,536,348	1,541,252
法人税、住民税及び事業税	1,668,685	578,363
法人税等調整額	△136,238	△48,102
当期純利益	3,003,901	1,010,990
前期繰越利益	219,449	438,358
当期末処分利益	3,223,351	1,449,349

利益処分 (単位：円)

	平成18年3月期 平成18年6月20日
当期末処分利益	3,223,351,426
これを次のとおり処分いたしました。	
株主配当金 (1株につき35,000円)	297,500,000
役員賞与金 (うち監査役賞与金)	17,200,000 (2,900,000)
任意積立金 別途積立金	2,908,651,426
次期繰越利益	—

会社概要（平成18年6月末現在）

商号	株式会社 ほふりクリアリング
英文商号	JASDEC DVP Clearing Corporation
所在地	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
設立	平成15年6月6日
資本金	310,000,000円
株主	株式会社証券保管振替機構の全額出資
代表者	代表取締役社長 竹内 克伸

事業内容

- ・有価証券債務引受業及び当該業務に附帯又は関連する業務
- ・一般振替DVP決済サービスの運営に関する業務

ほふりの全額出資子会社であります株式会社ほふりクリアリングは、平成16年4月6日に内閣総理大臣より証券取引法に基づく証券取引清算機関として「有価証券債務引受業」の免許を取得し、同年5月17日からDVP参加者（銀行17行、証券45社）を対象に、一般振替DVP制度に係る清算業務（債務引受け）を開始いたしました。

第3期(平成18年3月期)の営業成績

第3期は、DVP決済手数料の徴収標準となるDVP振替件数が当初の予測を大幅に上回る水準で安定的に推移するところとなりました。

この結果、第3期の業績は営業収益が935,986千円（前期比30.3%増）、営業費用は693,075千円（同13.6%増）で、営業利益は242,910千円（同125.1%増）、経常利益は199,160千円（同199.7%増）、当期純利益は117,481千円（同199.3%増）となり、大幅な増収増益となりました。

単体貸借対照表（単位：千円）

	平成18年3月期末	平成17年3月期末
資産の部		
流動資産	50,957,697	55,314,339
現金及び預金	840,452	113,541
営業未収入金	137,418	122,441
前払費用	995	1,012
繰延税金資産	8,421	6,311
短期貸付金	—	500,000
参加者基金特定資産	49,970,274	54,570,593
その他	134	439
固定資産	4,966	6,046
有形固定資産	4,719	5,539
建物	3,903	4,246
工具器具備品	815	1,292
無形固定資産	183	230
ソフトウェア	110	157
電話加入権	72	72
投資その他の資産	63	276
長期前払費用	63	276
資産合計	50,962,663	55,320,385
負債の部		
流動負債	50,199,857	54,675,061
営業未払金	129,947	59,797
未払金	12,341	—
未払費用	767	1,072
未払法人税等	73,492	26,222
賞与引当金	6,145	8,020
未払消費税等	6,878	9,353
預り参加者基金	49,970,274	54,570,593
その他	9	—
負債合計	50,199,857	54,675,061
資本の部		
資本金	310,000	310,000
資本剰余金	310,000	310,000
資本準備金	310,000	310,000
利益剰余金	142,805	25,324
当期末処分利益	142,805	25,324
資本合計	762,805	645,324
負債及び資本合計	50,962,663	55,320,385

単体損益計算書（単位：千円）

	平成18年3月期	平成17年3月期
営業収益	935,986	718,116
営業収益	935,986	718,116
営業費用	693,075	610,208
販売費及び一般管理費	693,075	610,208
営業利益	242,910	107,908
営業外収益	3,955	823
受取利息	3,447	308
参加者基金信託運用益	508	478
その他	—	36
営業外費用	47,704	42,278
コミットメントフィー	38,095	33,294
参加者基金信託運用報酬	9,609	8,984
経常利益	199,160	66,453
税引前当期純利益	199,160	66,453
法人税、住民税及び事業税	83,790	24,156
法人税等調整額	△2,110	3,043
当期純利益	117,481	39,253
前期繰越利益	25,324	△13,928
当期末処分利益	142,805	25,324

利益処分（単位：円）

	平成18年3月期 平成18年6月20日
当期末処分利益	142,805,442
これを次のとおり処分いたしました。	
株主配当金 (1株につき20,000円)	12,400,000
任意積立金 別途積立金	100,000,000
次期繰越利益	30,405,442

株券等保管振替制度

株券等保管振替制度は、平成3年10月より「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」）に基づき実施されている制度です。この制度では、有価証券を保振法で定められた保管振替機関である当社（ほふり）に集中保管し、有価証券の受渡しを券面そのものの授受に代えて、ほふりに設けられた口座間の振替によって処理します。有価証券の所有者は、有価証券をほふりに預託したままで権利を行使することができます。

取扱有価証券

ほふりで取り扱う有価証券は、発行会社から同意を得たものとされており、現在、上場株券、上場新株予約権付社債券、非上場の総額買取型新株予約権付社債券、上場投資信託受益証券（ETF）、上場投資証券（REIT）、上場優先出資証券がその対象となっています。

預託・保管・交付（図A）

ほふりの参加者は、自己の保有する株券等のほか、顧客から預託を受けた株券等をほふりに預託します。参加者は、ほふりに参加者口座を開設し、預託している株券等について口座残高を有します。顧客は、取引のある参加者に顧客口座を開設し、保有する株券等

参加者…ほふりに参加者口座を開設している証券会社、銀行、信託銀行、保険会社等の金融機関

をその参加者を通じて預託します。

ほふりは参加者から預託を受けた株券等を、参加者又は顧客ごとに分別しないで混蔵保管します。参加者及び顧客は、預託した株券等について、参加者口座及び顧客口座の残高に応じて共有持分権を有することになります。

参加者又は顧客は、いつでも、ほふりから株券等を引き出すことができます。顧客が株券等を引き出す場合は、参加者に対して交付の請求を行います。

なお、ほふりでは、発行会社がほふりに預託している自己株式の消却を行う場合には、券面の授受を行わず効率的に口座残高を減額するスキームを昨年9月より実施しています。

口座振替（図B）

参加者又は顧客がほふりに預託している株券等を売買した場合や担保に差し入れた場合の受渡しは、券面そのものを授受することなく、ほふりが備える参加者口座簿や参加者が備える顧客口座簿の振替により処理されます。

ほふりにおける口座振替は、取引所取引の決済に伴う受渡しだけでなく、取引所外取引の決済に伴う受渡しについても広く利用されています。このような取引所外取引に係る口座振替を一般振替といいます。

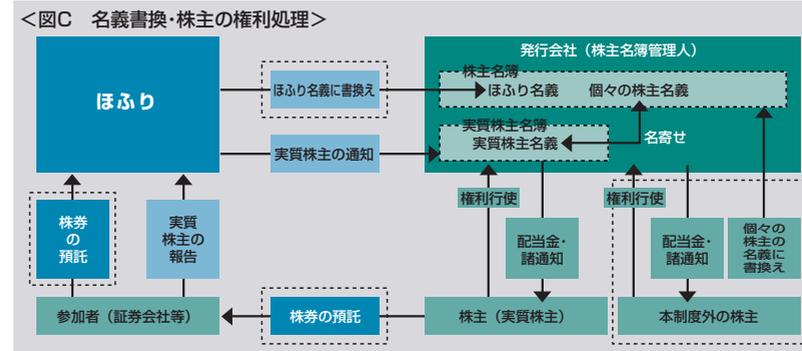
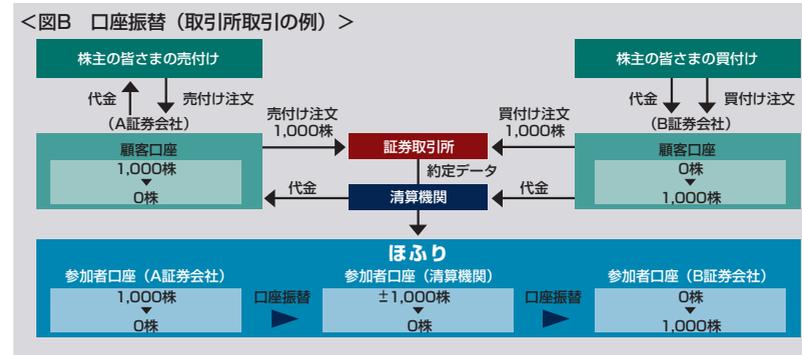
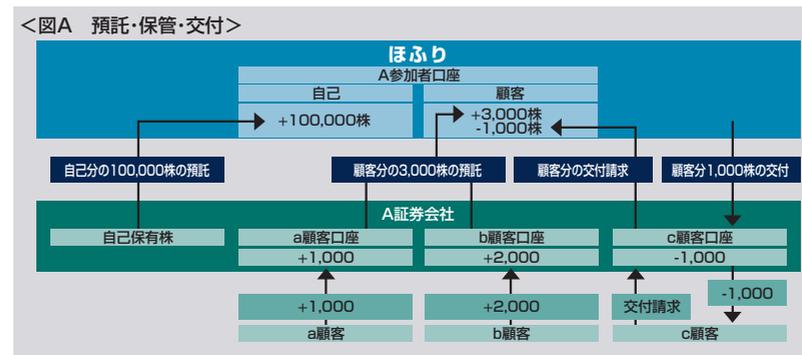
権利処理（図C）

ほふりは、預託された株券を適宜、株主名簿上ほふりの名義に書き換えたうえで保管しており、決算期末等の基準日等に、参加者からの報告に基づき、その実質株主を発行会社に通知します。発行会社は、この通知に基づいて実質株主名簿を作成し、実質株主に対して直接、配当金の支払い等を行います。

発行会社が株式分割を行う場合には、その分割により追加発行される新株式は、これまでは基準日から40日～50日後に口座簿に記載していましたが、本年1月より、基準日の翌日に新株式を口座簿に記載する対応を行っています。それにより、ほふりに株券を預託している参加者又は顧客は基準日の翌日から新株式の振替が可能となります。

また、ほふりに預託されている新株予約権付社債の元利金については、ほふりが一括して請求を行い、元利金支払期日が到来した時点の顧客に対して、参加者を通じて元利金が支払われます。

実質株主…証券会社を通じてほふりに株券を預託している株主



短期社債振替制度

短期社債振替制度は、平成15年3月31日より、「社債等の振替に関する法律」に基づき実施している制度です。この制度では、従来は手形形式で発行、流通、償還されていたコマーシャル・ペーパー（以下、手形CP）を、電子化し、その発行（＝新規記録）、流通（＝振替）、償還（＝抹消）をほふりのコンピューター上の口座（振替口座簿）の記録により行っています。

手形CPから短期社債等への移行

本制度を開始した平成15年3月以降、順調に発行残高は増加しています。平成17年3月末に手形CPの印紙税優遇措置の期限が到来したこともあり、発行残高は最高で21兆7,665億円（平成17年12月29日）に達しました。平成18年3月末現在の発行残高は18兆6,240億円となり、手形CPから短期社債への移行は完了したといえます。

短期社債振替制度の特徴

手形CPを比較したときの特徴は以下のとおりです。

①完全電子化

完全電子化により、手形作成事務・保管コスト、紛失・盗難リスクの削減を実現しました。

②DVP決済の実現

発行、流通、償還すべての局面において、日銀ネットの利用による資金決済と証券決済を同時に行うグロス＝グロス方式によるDVP決済を実現しました。

③STP化の実現

振替処理については決済照合システムと連動することにより約定照合から決済までのSTP化を実現しました。

④発行・決済の迅速化

約定から発行までの期間の短縮化を可能としました。

⑤流通の促進

流通は従来券面単位でしたが、「各社債の金額」単位で小口化して流通

させることが可能となりました。

取扱短期社債等

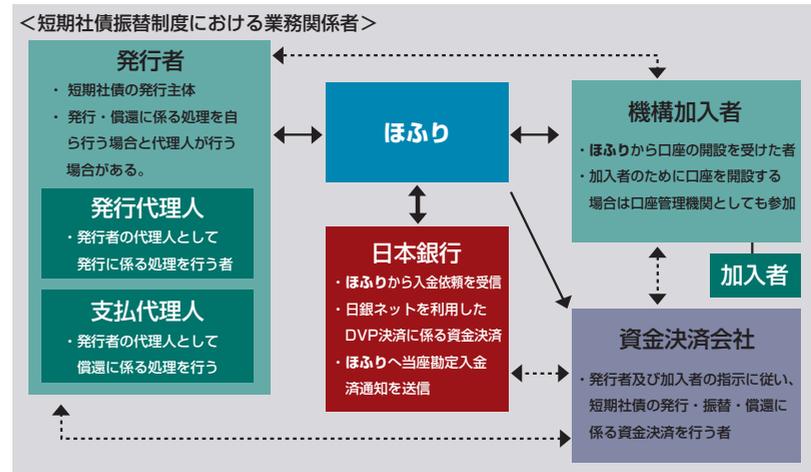
本制度においては主に下記の有価証券を取り扱っています。

- ①短期社債
- ②SPCなどが発行する特定短期社債
- ③短期外債（いわゆるサムライ電子CP）

※但し、各社債の金額が1億円以上百万円単位で、割引の方法により国内で発行されるものに限ります。

業務関係者

本制度における業務関係者は次のとおりです。



加入者…社債等の振替を行うための口座を開設した者

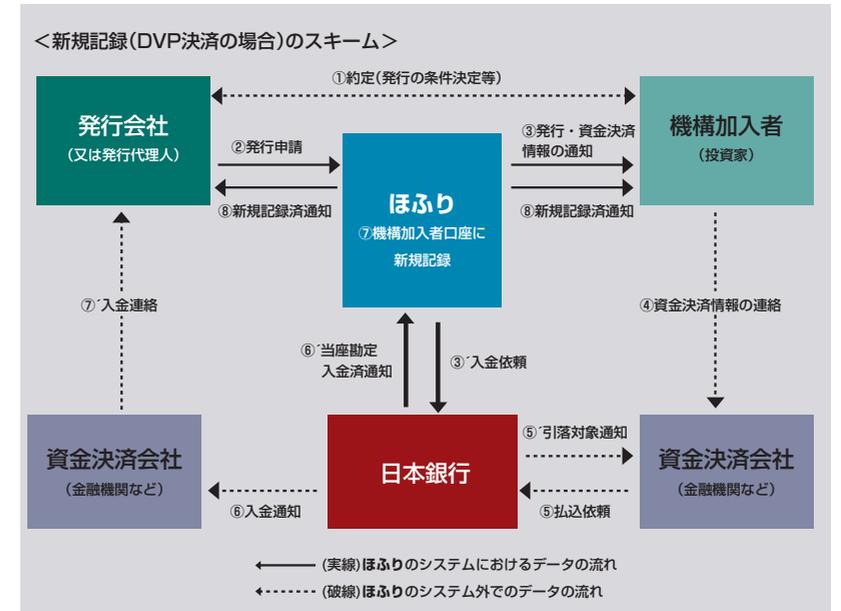
新規記録（DVP決済の場合）のスキーム

短期社債の発行（新規記録）、振替、償還については、発行者または機構加入者が申請を行い、それに基づき手続きを開始します。ここでは新規記録（DVP決済の場合）の手続きについて説明します。この手続きを行うことにより、ほふりの振替口座簿の権利者の口座に、発行された短期社債の増額の記録が行われることになります。

【新規記録】

まず、①発行者（発行代理人を含む。）は短期社債の約定後、②その内容を端末装置に入力することによりほふりへ申請します。これを受けてほふりは、銘柄を特定するためのISINコード、決済番号を付番し、③買方の機構加入者に通知します。④買方の機構加入者は資金決済会社に資金振替の依頼を行い、資金決済会社はその依頼に基づき日銀ネットにより送付された⑤引落対象通知に対して、⑥払込依頼を行います。その後、⑦ほふりは、日本銀行から当座勘定入金済通知を受けることにより資金決

済が完了したことを確認し、⑦買方の機構加入者口座への増額記録を行います。その結果、⑧発行者及び買方の機構加入者は、ほふりから新規記録済通知を受領し、ほふりにおける新規記録の手続きが完了します。



一般債振替制度

ほふりは、一般債を完全電子化した一般債振替制度を平成18年1月に開始しました。

一般債振替制度とは

①完全電子化

現在の登録制度では、権利者に発券請求権があるため、現物債の発行への対応が必要でしたが、一般債振替制度では、完全な電子化を行い、それにより券面発行に係るコストの削減及び事務処理負担の軽減を実現しました。

②残高管理に基づく振替制度

現在の登録制度では、登録機関が備える登録簿に額面券種及び記番号と

もに権利者が記録されていますが、一般債振替制度では、振替口座簿に記録される残高の増減記録の仕組みによって権利の移転が行われることから、円滑な流通が行えるようになりました。

③多段階の階層構造の参加形態

国際的な連携による振替制度への参加など、多様な参加形態に対応するため、他者のために残高管理を行う口座管理機関が、振替機関に間接的に連なる多段階の階層構造を可能としました。また、一般債振替制度では発行者の代理人から階層構造に沿って元利金の支払を行います。

④DVPの決済実現

発行、流通、償還全ての局面においてDVP決済を可能としました。このDVP決済の形式は、ほふりにおける証券決済（新規記録、振替、抹消）と資金決済を一对のものとして結びつけ、即時に処理するグロス＝グロス方式（BISモデル1）を採用しています。

⑤STP化の実現

事務処理の効率化や事務リスクの削減を図るため、一連の事務処理を電子的な情報処理で完結できるシステム仕様としています。決済照合システムと連動することにより約定照合から決済までのSTP化を可能としました。

取扱対象の一般債

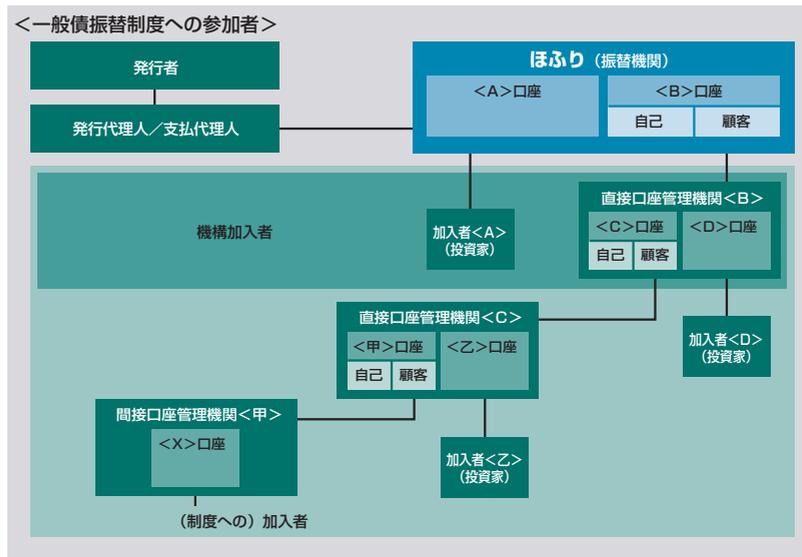
公募・私募を問わず、事業会社の発行する社債の他、様々な種類の債券を対象としています。また、変動利付債、外貨建債券も取扱可能となるよう柔軟な制度設計としています。

- 社債
- 地方債
- 投資法人債
- SPCなどの特定社債
- 財投機関、地方公社などの発行する特別法人債
- 外国または外国法人が発行する債券（サムライ債など）

※新株予約権付社債等エクイティ関連の社債等は、株券不発行制度の実現とあわせて電子化されます。

既発債の移行

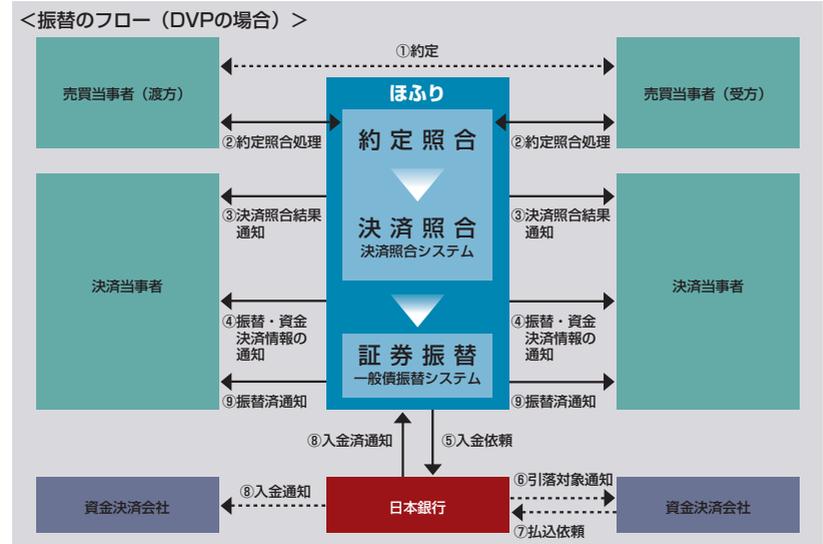
平成20年1月6日以降は、振替債のみに非課税法人等の税制優遇措置が認められることとなりますので、登録債・現物債のままでは税制優遇が受けられないこととなります。そのため、既発の一般債について振替債への移行手続きを進めております。



<既発債の移行に係るスケジュール>

	平成18(2006)年												平成19(2007)年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事前預託方式(現物債)				移行日① 4月末			移行日② 7月末					移行日③ 11月末												
一般移行方式(登録債)																								
個別移行方式(登録債・現物債)																								

移行処理(メイン)は平成19年1月以降、移行処理(年1回利払銘柄)は平成19年4月以降、個別移行方式(登録債・現物債)の移行処理は平成19年10月以降に実施されます。



外国株券等保管振替決済制度

外国株券等の取扱開始

ほふりは、平成18年4月末より、「株券等の保管及び振替に関する法律」上の兼業として、我が国の証券取引所に上場されている外国株券等の保管及び振替決済業務を開始いたしました。

外国株券等の保管及び振替決済制度

機構参加者は、外国株券等の口座を開設することにより、取引所取引に伴う口座振替や取引所外取引に伴う一般振替を行うことができます。また、ほふりの現地保管機関を通じて、上場外国株券等の新規預託・交付を行うことができます。

●振替決済

証券取引所における上場外国株券等の取引に伴う口座振替は、日本証券クリアリング機構からの指図に基づき実行されます。

●預託・交付

機構参加者は、上場外国株券等を新たに口座振替の対象とする場合には、ほふりの現地保管機関への預託を指図します。また、外国株券等を本国市場において売却した場合には、ほふり

に対し、外国株券等の口座から現地売却先口座への交付（振替）指図を行います。

預託・交付の指図については、ほふり外株振替システムとSWIFT（the Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）との連動により、現地保管機関への預託指図や機構参加者が指定する現地売却先口座への交付（振替）が自動執行されます。

実質株主に関する権利処理について

基準日に機構参加者からほふりに提出される実質株主データに基づき、当該事務処理を行う株式事務取扱機関（信託銀行）が外国株券等の実質株主リストを作成し、ほふりに提出します。実質株主に関する権利は、このリストに記載された実質株主に対して付与されます。

●配当金の支払

配当金は、現地源泉税控除後、配当金支払取扱銀行（都市銀行、信託銀行）に送金された後に円転され、日本における所得税と地方税の源泉徴収を経て、実質株主の指定する銀行口座への

振込又は郵便為替により、実質株主に支払われます。

●新株予約権等その他の権利処理

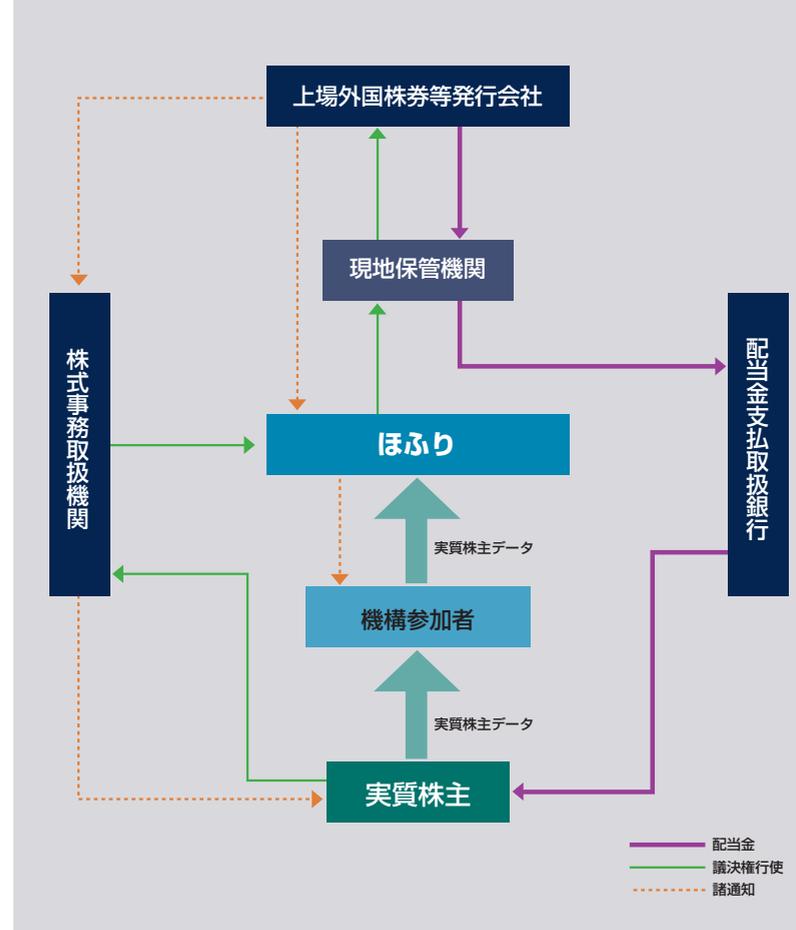
新株予約権又は株式の割当を受ける権利が付与された場合には、実質株主が払込代金を支払うことにより、当該新株予約権を行使することができます。この場合、ほふりは、現地保管機関での残高の増加を確認後、当該株主の口座を管理する機構参加者の残高の増加記帳を行います。

一方、実質株主が新株予約権等の行使を希望しない場合又は本国の払込日程等を勘案して予約権等の行使が不可能と判断される場合には、ほふりが当該全予約権を一括して売却処分し、実質株主に売却代金が支払われます。

●株主総会の議決権の行使

基本的には、総会基準日における実質株主が株式事務取扱機関に議決権代理行使指図書を提出すると、ほふりが、当該指図書に基づき総会議案への賛否等を集計し、これを現地保管機関又は上場外国株券等発行会社に通知することにより議決権を行使することができます。

<外国株券等保管振替決済スキーム>



S.W.I.F.T.・・・1973年にベルギーで銀行間決済指図のための通信ネットワークを確立する目的で設立された。

平成19年1月 投資信託振替制度がいよいよスタート！

制度実施までのスケジュール

ほふりでは、平成19年1月より「社債等の振替に関する法律」（以下「社振法」という。）に基づき、投資信託受益権の電子化を実現する「投資信託振替制度」を実施することを予定しております。

制度実施に向けて、引き続き「投信小委員会」にて検討を重ねており、平成17年8月にシステム接続仕様書、12月には手数料体系の公表をいたしました。また、平成18年2月に、移行事務

処理概要及びシステム接続仕様書（移行編）を公表、3月には移行事務処理概要説明会を実施、5月に制度参加に係る手続きを公表するなど、所要の準備を進めております。

今後のスケジュールとしましては、平成18年8月に接続確認・送受信テスト、9月から11月にかけて業務確認テスト及び総合運用テスト、11月から12月にかけて集中移行リハーサル等のさまざまなシステム関連テストを予定しております。

投資信託振替制度とは

現在の投資信託の制度では、受益者の受益権を表章するものとして受益証券が発行されています。受益者が実物の受益証券を手にすることは多くありませんが、法律上、受益権の行使や譲渡は受益証券をもって行うことになっております。

投資信託振替制度となると、受益証券は発行されず、システム上の口座（振替口座簿）に記録することで、受益者の権利を管理します。

投資信託振替制度のメリットは

投資信託振替制度の仕組みによって、次のようなメリットが期待されます。

- 受益証券の印刷費用や印紙税が不要になります。
- 受益証券の発行・認証・管理に係る事務コストを削減できます。
- 設定日に権利が記録されるため、受益権の所在が明確化されます。
- 運搬・保管に係るコストを削減できます。
- 紛失・盗難・偽造等のリスクがなくなります。

- 一部の税制優遇措置は、振替投資信託にのみ継続適用されます。

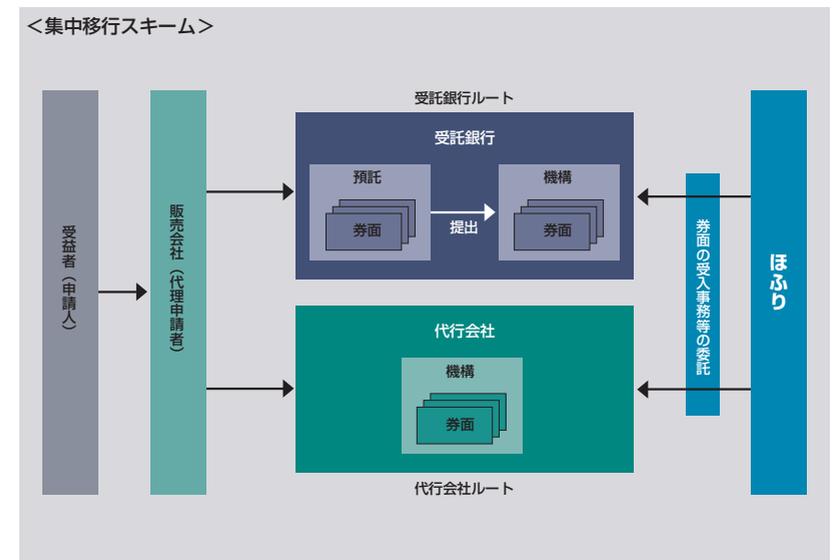
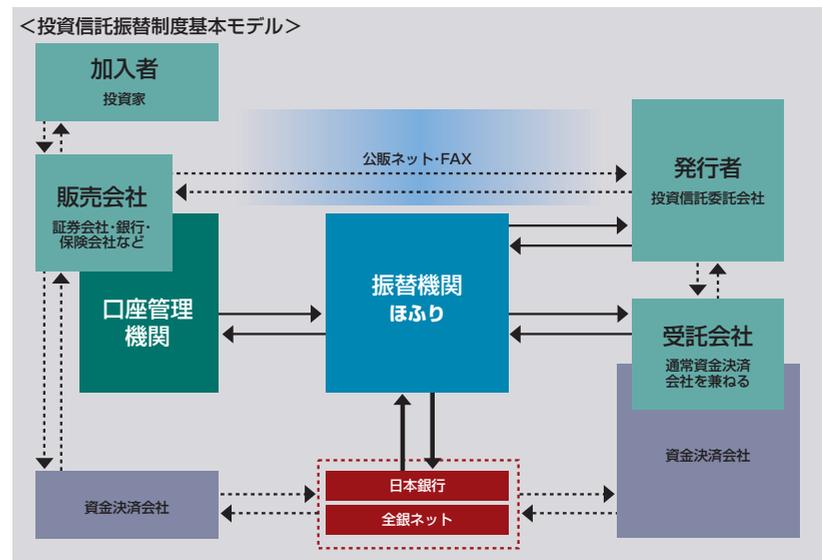
移行手続きについて

既に発行された受益証券（注）については、社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更を行うことによって電子化することが、特例として認められております。

特例にて取り扱うためには、投資信託振替制度への移行手続きが必要となります。毎日のように設定や解約のある投資信託の商品性や券面が存在する

投資信託と電子化された投資信託が並存することによる二重管理の回避などの観点から、投資信託振替制度実施と同時に一齐に移行（集中移行）を行うことを前提としております。これにより、すべての関係者が投資信託振替制度のメリットを早期に享受できるものと考えております。

（注）平成20年1月5日までの政令の定める日（受入終了日）までに設定されたものが対象です。



株券の電子化への対応

株券の電子化

株式の取引をより安全で効率的なものにすることを目的として、平成16年6月9日に、「株券の電子化に関する法律（株式等決済合理化法）」が公布されました。

法律の公布の日から5年以内（平成21年6月まで）の一定の日に、上場会社の株券は一斉に電子化され、株券は無効となります。

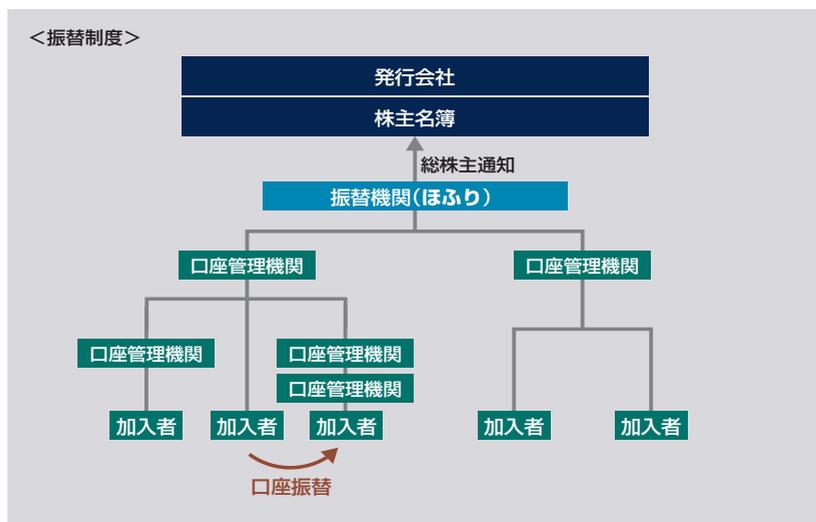
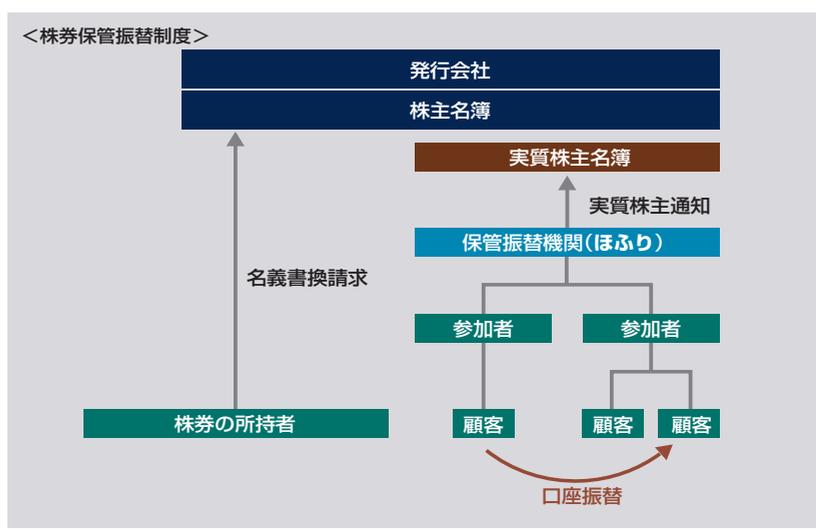
電子化に移行する「一定の日」の具体的な日付（施行日）は、今後政令により定められますが、実務界においては、株券電子化実施の目標時期を平成21年1月とすることで合意がなされております。

現行の株券の保管振替制度（保振制度）は廃止され、株式の新たな振替制度が開始されます。

電子化が実施されると、新たな振替制度のもとで、口座管理機関（証券会社や銀行など）が加入者（顧客）のために開設した口座に、銘柄や株数がすべて電子的に記録され、その記録が株式の保有を示すことになります。

電子化への移行方法

電子化へ移行するときの具体的な移



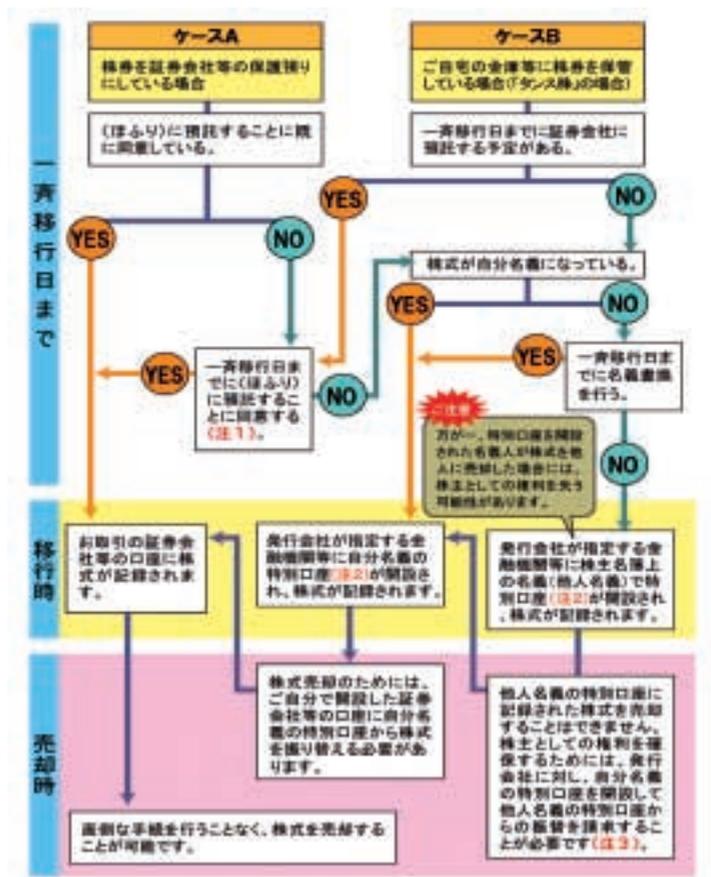
行方法は、お取引の証券会社などを通じてほふりに預託されている株券について行われる場合と、ほふりに預託されていない株券について行われる場合とは、異なります。

ほふりに預託されている株券については、お取引の証券会社などに開設されている顧客口座（保護預り口座）にその株券に係る銘柄や株数が記録されていますが、施行日に、その口座が新たな振替制度の口座に切り替えられます。

ほふりに預託されていない株券（いわゆるタンス株券）については、株券の発行会社の指定する口座管理機関に、当該株券に係る株主名簿上の名義人の口座（特別口座）が開設され、そこに株式が記録されます。したがって、現在お手元にお持ちの株券が本人名義でない場合は、電子化への移行前に名義書換を済ませておく必要があります。なお、無効となった株券は、回収されません。

特別口座へ株式を記録する処理には、施行日から一定の日数がかかります。また、特別口座に記録された株式を売却するためには、株主は証券会社などに口座を開設し、そこに株式を移す手続が必要になります。

株券電子化への移行・株式の売却までの流れ



(注1) 一斉移行日の1ヶ月前から2週間前の前日までの間（特例期間）に限り、証券会社等は、顧客の承諾なく、保護預り株券を（ほふり）に預託できる措置が設けられています。（ほふり）に預託後、証券会社等は、遅滞なく、その旨を株主に通知しなければならないこととなります。なお、特例期間を過ぎると、法律で株券の預託や交付を証券会社等に請求することができなくなりますので、預託の同意については早めに手続をする必要があります。

(注2) 通常、口座開設は、株主が、金融機関に対して開設を申し出ることにより行われますが、特別口座の開設は、株主のために発行会社が金融機関に対して申出を行います。

(注3) 発行会社に対する請求方法としては、①特別口座の名義人と共同して請求する方法、②特別口座の名義人に対して失念株主への名義書換を請求すべき旨を命ずる確定判決もしくはこれに準じる書類として政令で定めるものを添付して申請する方法、③その他政令で定める方法があります。

株券等の電子化に係る制度要綱

ほふりは、新たな振替制度の実現と現行の保振制度からの円滑な移行に向けて、発行者、証券会社、金融機関など多数の制度関係者の協力を得て、平成17年4月に株券電子化小委員会を設置し、具体的な実務処理等に係る論点等の整理・検討を進めてまいりましたが、その検討の内容を、平成18年3月に「株券等の電子化に係る制度要綱」としてとりまとめ、公表いたしました。

制度要綱には、会社が新規上場するときや新株を発行するときに行われる新規記録の手續、株主が株式を売買するときや担保に差し入れるときに行われる振替の手續、期末などに発行会社の株主名簿を更新するために行われる総株主通知の手續、株主が少数株主権の権利行使をするときに必要となる個別株主通知の手續など、各種手續に係る処理の概要について記載しているほか、次のような内容が盛り込まれております。

- 新たな振替制度で取り扱う対象は、上場株式、上場新株予約権、上場新株予約権付社債、上場投資口、

上場優先出資、非上場の新株予約権又は新株予約権付社債（一定の要件に合致するもの）とする。

- ほふりは、すべての口座管理機関から加入者の氏名・住所等の情報の通知を受け、ほふりにおいて、その名寄せを行い、すべての加入者の情報を集中的に管理する。
- 公募株式や公募新株予約権付社債の発行時における決済について、決済リスクを削減するDVP方式を導入する。
- 発行会社は、正当な理由があるときは、ほふりを通じて、特定の株主の保有株式数などの情報の提供を受けることができる。
- ほふりは、外国人による保有が一定割合までに制限されている放送業や航空業などの会社の株式について、日々、外国人の保有比率を公表する。
- 株主の配当金の受領方法として、新たに登録配当金受領口座方式を設け、また株式数比例配分方式についても検討する。

(注) 登録配当金受領口座方式 … 銘柄にかかわらずすべての配当金を一つの預金口座で受領する方式
株式数比例配分方式 … 口座残高に応じて口座管理機関で配当金を受領する方式

- ほふりの新たな振替制度の運営経費は、機構加入者である証券会社や銀行、および発行会社等が、サービスによる便益に応じて負担する。

今後の取組み

ほふりでは、制度要綱の策定に引き続き、制度関係者の協力を仰ぎながら、株券等の電子化に係るシステムの構築や詳細な事務処理要領の策定など、新たな振替制度の実施に向けた各種の検討及び準備作業に努めてまいります。

また、電子化を円滑に実施するためには、各業界や関係機関が連携して、株主や発行会社や金融機関等に対して、十分な周知・啓発を行っていくことが重要であると考えており、ほふりも積極的に連携を図ってまいります。

■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

ほふりは、我が国唯一の保管振替機関として、その公共的役割を踏まえ、安全性、効率性及び利便性の高い証券決済インフラを提供することを経営の基本方針としております。

したがいまして、ほふりは、参加者（証券会社や銀行等の保管振替制度の参加者）をはじめ、投資者も含めた幅広いほふりグループの制度利用者のニーズを踏まえた事業運営を行うとともに、一方で公共性・公益性を維持した透明度の高い事業運営に努め、証券決済インフラの担い手として高い信頼を得ることを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

■コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他の

コーポレート・ガバナンス体制の状況

●会社の機関等の内容

①取締役会

ほふりの取締役については、利用

者本位、事業の中立性・公正性の確保等のバランスのとれた構成とすることを基本としております。特に社外取締役13名については、参加者(10名)に加え、発行会社関係者、学識経験者及び法曹界から各1名を選任し、13名(総数18名)とするなどにより、ほふりの経営に参加者の意見を十分に反映させるとともに、公共性・公益性の視点を取り入れた審議ができるような体制としており、これによって、取締役の職務執行の監督に資することとしております。

これらの取締役の構成により運営される取締役会は、原則として毎月開催しており、経営の基本方針その他の重要事項の決定を行っております。

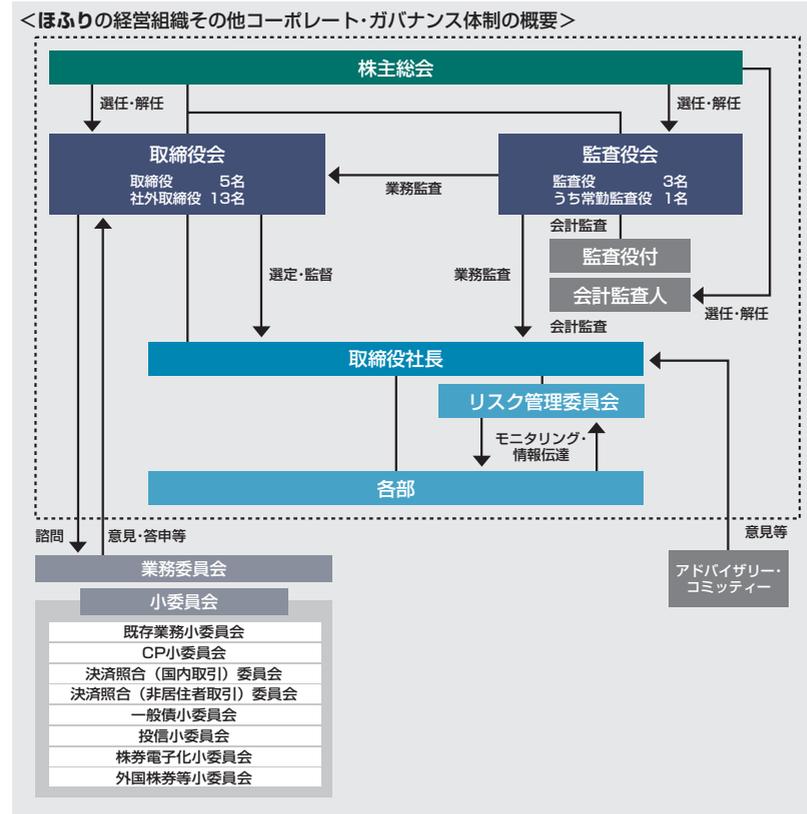
②監査役会

ほふりは、監査役会制度を採用しております。監査役会は、3名(常勤監査役1名)で構成され、うち2名は参加者(証券界、銀行界各1名)から選出することとしており、常勤監査役も含め、監査役3名全員が社外監査役です。

監査役会は、原則として、毎月開催するとともに、監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況の調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。また、監査の実効性を確保するため、代表取締役との意見交換会を適宜開催し、連携を図るよう努めております。

③業務委員会等

ほふりは、取締役会等の会社の機関とは別に、制度利用者のニーズを当社の業務運営により一層反映させるため、取締役会の諮問に応じてほふりの業務に関する重要な事項について検討を行う「業務委員会」を設けるとともに、業務委員会の下に、各テーマごとに実務関係者から構成される8つの「小委員会」を設け、これら委員会における議論を踏まえ、証券決済システム改革の早期実現に向けて、様々な課題に取り組むこととしております。また、その審議概要等は、必要の都度、ホームページ及び保振サイト(参加者用Webサイ



ト)で公開し、透明性の高い業務運営を目指しております。

さらに、ほふりは、証券市場の重要なインフラとして極めて高度な公共性・公益性が求められていることから、金融・証券制度に精通する有識者から、証券決済制度の運営等について大所高所より幅広く助言を得る場(取締役社長が私的に意見を伺う場)として、「アドバイザー・コミッティー」を設置しております。

なお、ほふりの全額出資子会社である株式会社ほふりクリアリングにおいても、同社の業務に関する重要な事項について検討を行う「DVP業務委員会」を設け、一般振替DVP制度利用者のニーズを同社の業務運営に反映させているほか、同社の取締役会等で決定した重要な事項については、ほふりの取締役会等に報告を行うなど、ほふりと同様の考え方の下で業務運営を行っております。

ほふりの経営組織その他コーポレート・ガバナンス体制の概要は、左図のとおりです。

●リスク管理体制の整備の状況

ほふりは、今後、証券決済インフラとして事業を拡大することにより業務の集中が進むことから、事業に係るリスクの顕在化が及ぼす影響をこれまで以上に意識する必要があると考えております。

このため、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、システム監査の導入や緊急時事業継続計画(BCP)の整備を含め、全社的なリスク管理体制の整備を推進しております。

●内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

リスク管理委員会は、各種リスク管理の状況について定期的にモニタリングを行っております。また、当該委員会における活動等、ほふりのリスク管理に係る整備、進捗の状況については、必要に応じて取締役会に報告するなど、内部統制の整備を図っております。

監査役監査については、常勤監査役は取締役会や常務会(常勤役員で構成)など重要な会議への出席、稟

議書等の閲覧などの日常的な監査業務を行うとともに、監査役会の策定した監査方針及び監査計画に従って監査を行い、当該監査活動の状況について、原則として毎月開催する監査役会に報告しております。非常勤監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行の状況をチェックするとともに、常勤監査役から監査活動の状況の報告を受けるなどして、職務執行の適法性を監査しております。当社は、これらの監査役監査を補佐するため、専任のスタッフを配置しております。また、監査役は、会計監査においては、会計監査人から監査計画及び監査結果等の報告を聴取するなど、会計監査人との緊密な連携の下に監査を行っております。

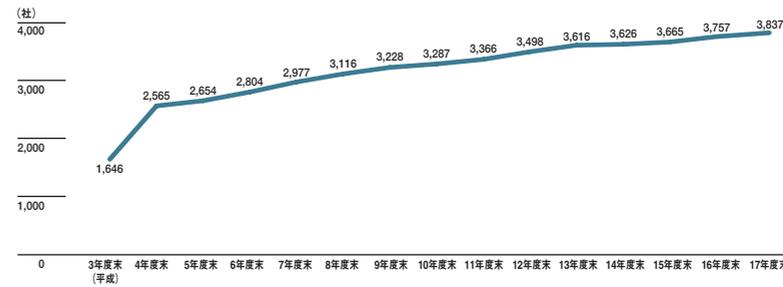
ほふりの会計監査業務を執行した公認会計士は、山崎博行、信田力(以上、公認会計士法第34条の10の4に定める指定社員)の2名であり、中央青山監査法人に所属し、旧「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項に基づく計算書類等の監査等を実施しております。なお、上記2名の継続監査年数は、

山崎博行が5年、信田力が1年となっております。また、ほふりの会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士補5名です。

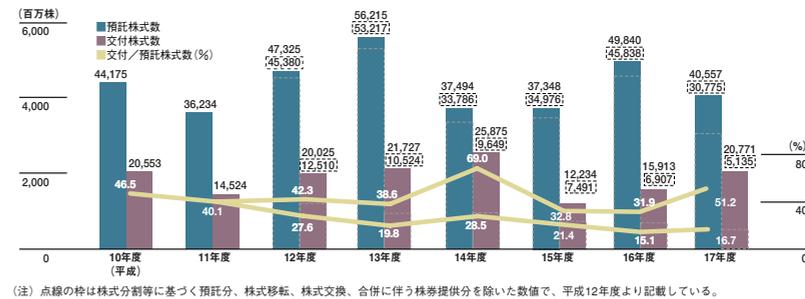
監査の実施において、重要な不正及び違法行為に関する対処の状況等、特に考慮された事項はないものと認識しております。

株券等保管振替業務関連データ

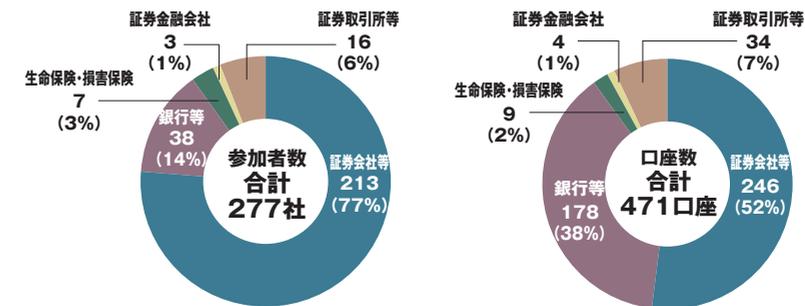
取扱会社数



預託・交付株式数

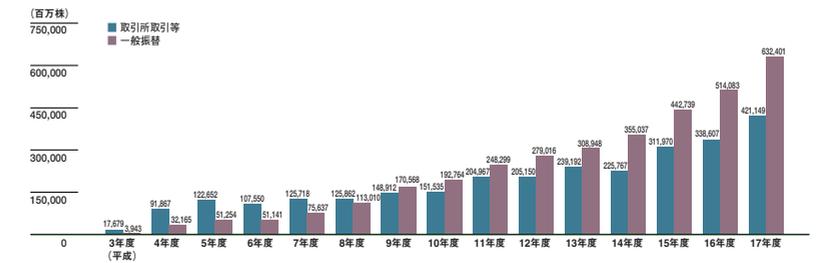


参加者の状況・口座数の状況

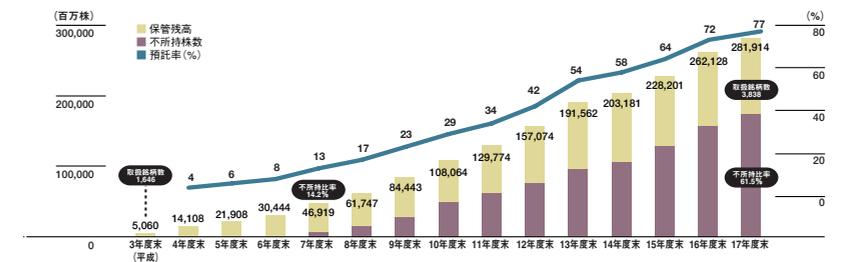


(注1) 銀行等には、農林中央金庫、東京証券信用組合及び(社)東京銀行協会を含む。
 (注2) 証券取引所等には、日本証券業協会、日本証券決済(株)、(株)日本証券クリアリング機構、(株)ほふりクリアリング、証券代行業社(3社)、及び短資会社(3社)を含む。
 (注3) 参加者数については、四捨五入の関係で、合計は100%にならない。

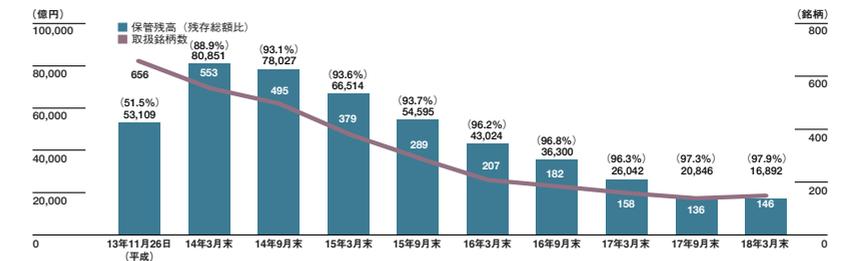
口座振替の状況



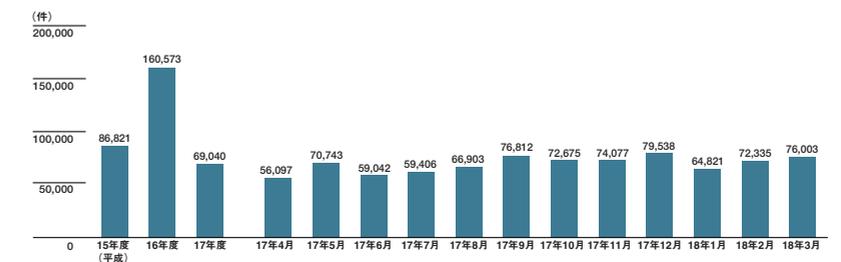
保管残高等の状況



新株予約権付社債券(CB)の保管残高及び取扱銘柄数

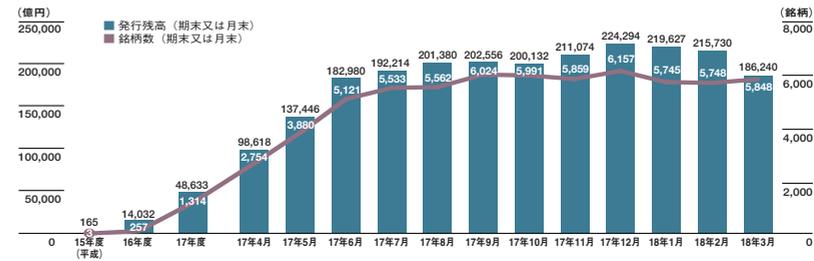


株券喪失登録情報等照会システムの利用状況 (1日当たり平均照会件数)



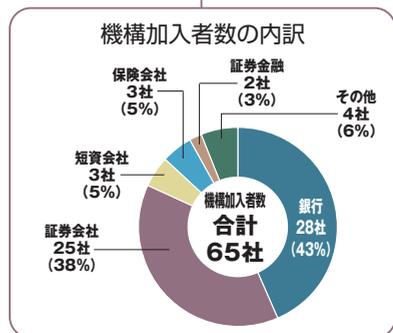
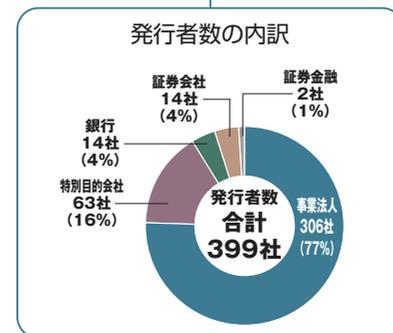
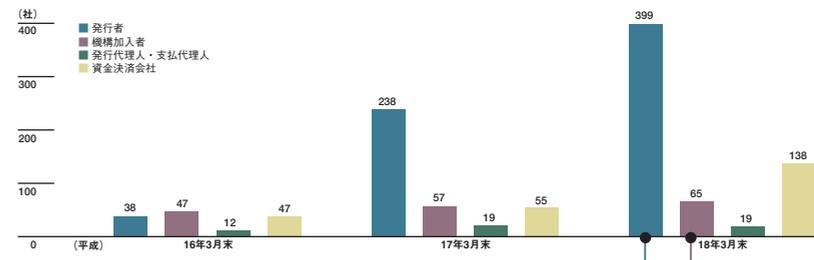
短期社債振替業務関連データ

発行残高と銘柄数の推移



参加状況の推移と業種別分布

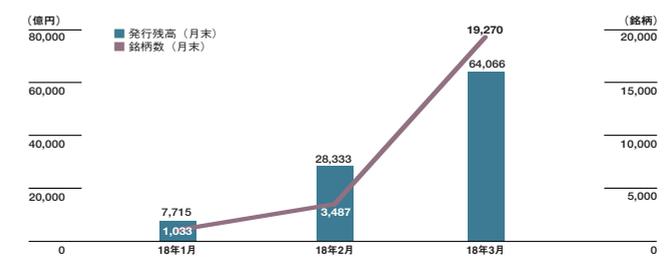
参加状況の推移



(注1) 機関加入者とは、短期社債の振替を行うための口座の開設を受けている者。
(注2) 四捨五入の関係で、発行者数は100%にならない。

一般債振替業務関連データ

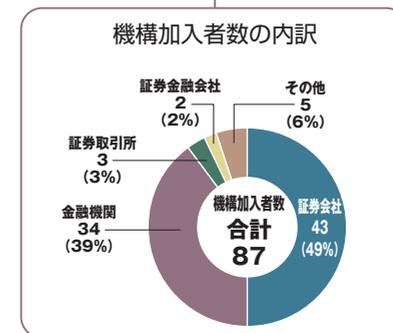
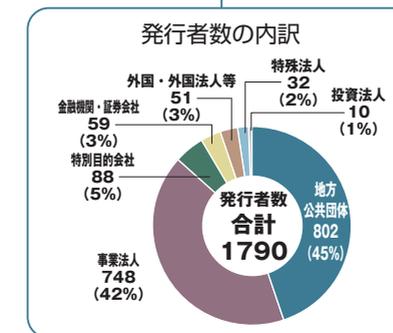
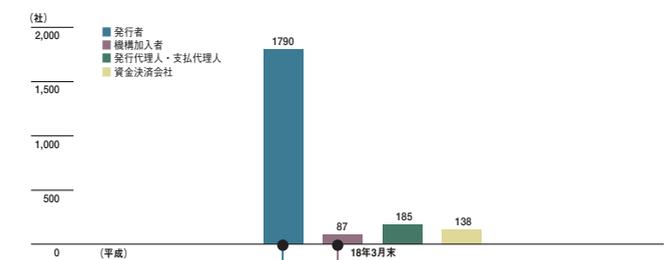
発行残高と銘柄数の推移



(注) 18年3月の銘柄数の内訳は、振替債での発行7,055銘柄、銘柄情報通知が行われた特別社債等12,215銘柄。

参加状況と業種別分布

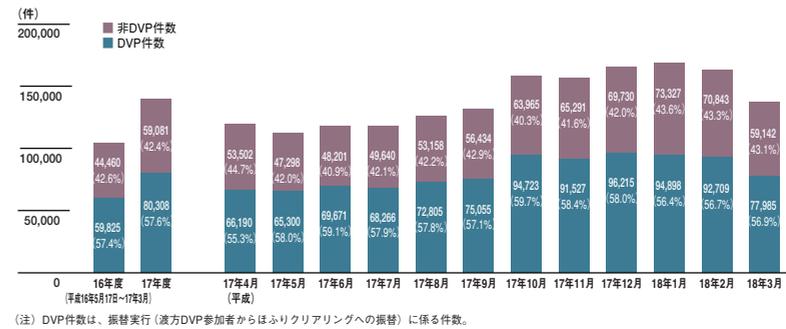
参加状況



(注1) 機関加入者とは、ほむりから一般債の振替を行うための口座の開設を受けている者。
(注2) 四捨五入の関係で、合計は100%にならない。

その他データ

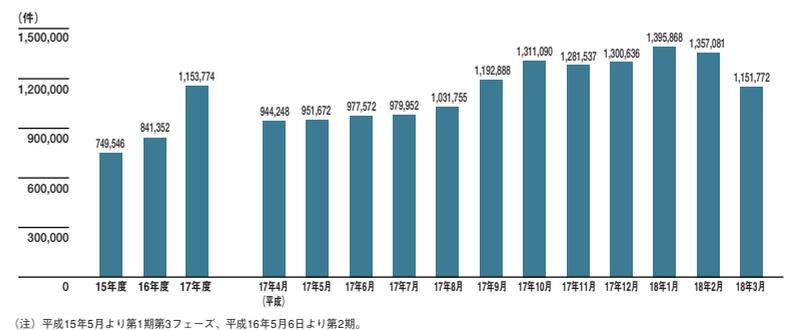
一般振替DVP業務
一般振替件数の状況
(1日当たり平均)



一般振替DVP業務
資金決済状況
(1日当たり平均)



決済照合業務
決済照合システム



イメージキャラクター
みつばちマーヤ



「ほふり」は、安心・便利な「ほふり」のしくみをより一層ご理解いただき、株券の預託をより一層推進するため、テレビ・Webサイト・パンフレット等、さまざまなメディアを通じて株券等保管振替制度を紹介するなど、当社が提供する株券等保管振替制度・振替制度に関する広報活動を行っております。

TVCM

「報道特集」(TBS系列)や「いい旅・夢気分」(テレビ東京系列)のテレビ番組を提供し、「ほふり」制度のテレビコマーシャルを放映しております。

パンフレットなど

ホームページ



■会社概要

商号 株式会社証券保管振替機構
(Japan Securities Depository Center, Incorporated.)

所在地 〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

設立 平成14年1月4日

代表者 代表取締役社長 竹内 克伸

主要な事業内容 1.株券等保管振替業務(口座振替業務・保管業務、
外国株券等保管振替決済業務)
2.一般振替DVP業務
3.短期社債・一般債振替業務
4.決済照合業務
5.その他業務
・株券喪失登録情報等照会システム
(SITRAS)における情報提供業務等

主要な事業所 当社本社(東京都中央区)

事務所 東京事務所(東京都中央区)、大阪事務所(大阪府
大阪市中央区)、名古屋事務所(愛知県名古屋市
中区)、福岡事務所(福岡県福岡市中央区)、札幌
事務所(北海道札幌市中央区)

連結子会社 株式会社ほふりクリアリング(東京都中央区)

従業員数 140名(平成18年3月末現在)

■取締役及び監査役

代表取締役社長 竹内 克伸
株式会社ほふりクリアリング代表取締役社長

代表取締役
常務取締役 村田 祥二

代表取締役
常務取締役 大前 茂
株式会社ほふりクリアリング代表取締役常務取締役

常務取締役 井原 誠吉
株式会社ほふりクリアリング常務取締役

常務取締役 背山 良典
株式会社ほふりクリアリング常務取締役

社外取締役 北村 淳一
日興シティグループ証券株式会社業務本部長マネジングディレクター

社外取締役 武井 優
東京電力株式会社執行役員 経理部長

社外取締役 田中 慎一郎
株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員

社外取締役 内藤 明
株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員

社外取締役 永原 幸
UBS証券会社エグゼクティブディレクター

社外取締役 幡部 高昭
住友信託銀行株式会社取締役兼副社長執行役員

社外取締役 濱 邦久
弁護士

社外取締役 前田 重行
学習院大学法務研究科(法科大学院)教授

社外取締役 増井 喜一郎
日本証券業協会副会長

社外取締役 丸森 英助
みずほ信託銀行株式会社常務執行役員

社外取締役 三木 健一
大和証券エスエムビーシー株式会社執行役員

社外取締役 宮原 幸一郎
株式会社東京証券取引所執行役員

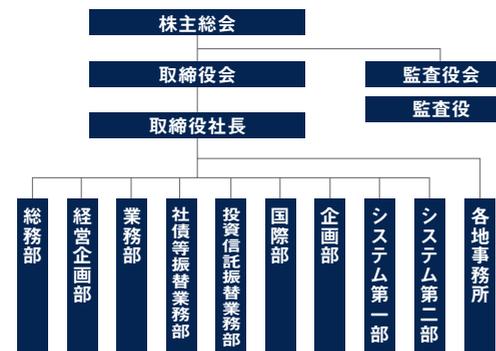
社外取締役 山田 裕介
野村證券株式会社常務執行役員

常勤監査役(社外) 酒井 教夫
株式会社ほふりクリアリング社外監査役

社外監査役 日下部 健
新光証券株式会社常任顧問

社外監査役 宮田 孝一
株式会社三井住友銀行執行役員

■組織図



■株式の状況 (平成18年3月末)

発行可能株式の総数 10,000株

発行済株式の総数 8,500株

資本金 4,250,000,000円

株主数 189名

大株主

	持株数 株	出資比率 %
株式会社東京証券取引所	1,854	21.81
日本証券業協会	1,012	11.90
野村ホールディングス株式会社	485	5.70
株式会社三菱東京UFJ銀行	425	5.00
株式会社みずほコーポレート銀行	425	5.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	424	4.98
日興シティグループ証券株式会社	321	3.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	320	3.76
資産管理サービス信託銀行株式会社	267	3.14
大和証券エスエムビーシー株式会社	230	2.70